

知的発達障害部会

知的発達障害部会（概要版）

【提言項目】

1. 障害者自立支援法に対する提言
2. 各ライフステージにおけるトータルなコーディネート機能の確立
3. 東京都独自の福祉の構築

【知的発達障害部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する、都外・都内の 315 箇所の各種の施設をもって組織されている。本部会の役員会では、施設長と支援スタッフが参画して部会運営を進めている。今後は障害当事者の分科会設置、役員会への参加についても検討中である。

分科会活動・利用者支援研究会活動・専門委員会活動のなかで、部会各施設に向けて研修会等を行い、福祉事業者・支援スタッフとしての専門性や倫理性の確立を図っている。

障害者自立支援法や民間社会福祉施設サービス推進費補助制度の新制度の構築と平成 22 年度からの実施に向け、施策検討・調査研究合同委員会を中心に、他の障害関係団体とも連携をとりながら活動を行っている。

知的発達障害部会（詳細版）

【提言項目 1】

障害者自立支援法に対する提言

【現状と課題】

障害者自立支援法により、知的障害福祉分野では施行以来混乱が続いている。

現在、施設運営は、次から次へと変更・提示される施策の対応に追われているのが現状である。日額制、未収金の問題等財政面からの経営への不安、福祉サービスの供給量や質への不安、児童施設においては措置と契約の問題があり、他の児童施策との不整合等障害当事者の生活を脅かしている現実等数え上げればきりがなく、施行以来様々な要望を上げてきた。

その結果、少しずつではあるが利用者負担の軽減等改善が図られた。平成 21 年度の見直しにおいては、細かな改善は見られるが、基本単価の見直しは行われず、加算という形での改訂である。いつ、改廃されるかわからない加算方式では、中長期的見通しを持った運営は難しい。また、通所施設の単価がなかなか上がらない状況である。一番大きな問題である障害程度区分については、障害支援区分と名称が変わったが、基本的には、知的障害者の障害特性が十分に反映されておらず、また、サービス利用に際しての区分の必要性についても議論が分かれるところであり、今後のケアマネジメントのあり方が問われてくる。

【提言内容】

(1) 障害者の安定した暮らしを確保するために、障害支援区分によりサービスが限定される現制度を

撤廃し、自己選択・自己決定の理念が尊重される制度にすること。

- (2) 障害支援区分が各障害の特性が反映できるよう改めること。
- (3) 居住支援の場を、施設だけでなく地域のグループホーム、ケアホームに求める施策に関しては促進していただきたいが、日中活動の場の保証等環境整備がなされていない。安心して地域で生活できるサービスの基盤整備を早急に行うこと。
- (4) 地域で生活している障害者が安心して生活できるよう、居宅支援関係事業（ヘルパー派遣等）の充実と共に、事業所が安定して運営できる単価設定を行うこと。
地域生活に欠かせない移動支援を、聴覚障害者と同様に知的障害者も、地域生活支援事業から障害福祉サービスに戻すこと。
- (5) 障害児施策だけが、他の児童施策と切り離され、契約制度が導入されたことにより、児童福祉と乖離している現状がある。児童福祉法2条、3条の理念にも反しており早急に他児童施策との整合性を持たせ、障害児に係わるサービスを児童福祉法の理念に合致させること。
- (6) 居住のサービスの場において導入された日額制を廃止し、月額制に戻すこと。
- (7) 利用者負担が増大したが、所得保障が行われていない。早急に所得保障について改正すること。

【提言項目2】

各ライフステージにおけるトータルなコーディネーター機能の確立

【現状と課題】

幼児期から高齢期まで、生涯を通じて福祉サービスを受け、地域で生活を送るためには、一人ひとりに合ったきめ細かい支援が必要である。そのためには、地域生活をスムーズに送るためのサービスの調整、新たなサービス計画作成の担い手となるコーディネーター機能が必要である。

しかし、障害者自立支援法の実施に伴い、区分による利用可能なサービスの限定、単価設定、サービス総量の抑制、利用者の自己負担増等が原因で、利用者に必要なサービスが行き渡らない現状がある。さらに、入所施設からの地域移行に必要な、地域の環境整備が遅れている。地域で生活する障害者（児）に必要な支援が、種類、質、量共に適切に供給できるようなコーディネーター機能等の体制確保が急務である。

【提言内容】

- (1) 相談支援事業が実質的な役割を担えるよう、各地域に整備するだけでなく、人材の確保と育成、安定した財政基盤の確保、ネットワーク等の環境整備を行うこと。
- (2) ライフステージ、制度の変更等によりサービスを変更すると、現在受けているサービスが継続されない状況にあり利用者の不利益につながる。そのため、幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じたサービスが提供できるようなコーディネーター機能を確立すること。については、以下の提言を行う。
 - ①サービスの整備
 - ・サービスの種類、質、量の確保
 - ・ライフステージに沿ったサービスの基盤整備
 - ・サービスの区市町村格差の是正
 - ②サービス利用者への相談支援体制の確立
 - ・区市町村への指導及び支援
 - ・地域自立支援協議会の全区市町村への設置及び機能強化

③軽度発達障害児（者）等への取り組み

- ・早期発見、早期療育、親、本人への障害受容への取り組み
- ・地域理解への取り組み。及び関係各機関との連携
- ・実情にあった「発達障害支援センター」の増設

【提言項目3】

東京都独自の福祉の構築

【現状と課題】

首都東京は大都市として、他道府県と異なる独自性のある課題を抱えている。国の示している施策、単価・加算に加え、東京の独自性に対応した体制が必要である。職員の確保が困難であり、物価、職員育成、各種事業整備への対応が難しく、現状においては先細りの感が否めない。大都市東京に適応した福祉水準を守るため、東京都独自の福祉モデルの構築が必要である。

【提言内容】

- (1) 東京独自の福祉水準の確立が必要であり、都は福祉計画等により目標とする福祉水準を明確にし、その実現を図ること。
- (2) 現状の福祉水準（サービスの水準、人員の充足）を確保するためには、国制度だけでは困難であり東京都独自の加算、補助等の制度の推進が必要である。
- (3) 国に先んじて行ってきた東京都独自の事業を、現状に合わせた利用者本位の制度として継続し、国にモデルを提示し、制度化を推進すること。
- (4) 区市町村間で、福祉サービスの供給体制や、財政的な格差が広がっており、都民に対し平等の福祉が図られていない。どこに居住しても必要な福祉サービスが受けられるよう東京都がリーダーシップを発揮し、障害者の不利益にならない政策を講じること。

